「とよかわ市民活動活性化基本方針」実施計画評価実施要領

（趣　旨）

第１条　豊川市では、「とよかわ市民活動活性化基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、今後取り組むべき市民活動推進施策を「活動環境整備」「活動参加促進」「協働推進」「施策推進」の 4 分野に分け、その中に 13 施策 43 事業を位置づけた。この基本方針をより実効性の高いものとするため、本実施要領により、実施計画に位置づけた事業の内容や施策の進捗状況を把握し、評価するものである。

（評価の目的）

第２条　評価は、次の各号に掲げる目的のために実施するものとする。

（１）事業の見直し、効率性の向上

当初予定した事業の目的達成度、効果等を客観的に評価し、事業の見直しや手法等の改善を図る。また、市民評価を取り入れることによって、より市民ニーズに合った事業内容となるよう改善を図る。

（２）市民への説明責任の向上

事業の目的、内容、達成度などを市民に分かりやすく公表することにより、市民に対する説明責任の向上を図る。

（３）職員の意識改革

事業の目的意識、目標達成意識やコスト意識の浸透など、職員の意識改革を図る。

（評価の対象）

第３条　評価の対象事業は、基本方針の実施計画で平成 20～24 年度に実施予定とした 13 施策 43 事業とし、毎年度、評価を実施するものとする。

（評価の手順）

第４条　事業の実施関係各課は、43 事業別に「とよかわ市民活動活性化事業総括票」〔様式１〕（以下、「事業総括票」という。）を作成するとともに、生活活性課と協力して、13 施策別に「とよかわ市民活動活性化施策評価票（市評価）」〔様式２〕（以下、「市評価票」という。）により評価を実施する。

２　評価内容の客観性を高めるため、「市民と行政の協働推進委員会」（以下、「委員会」という。）による評価を併せて実施する。委員会の評価は、実施関係各課及び市民協働国際課が作成した事業総括票及び市評価票を参照し、「とよかわ市民活動活性化施策評価票（委員会評価）」〔様式３〕（以下、「委員会評価票」）により実施することとする。

３　実施関係各課、市民協働国際課及び委員会は、基本方針が掲げる市民活動推進の基本理念を念頭に置き、事業の目的達成度・効果、事業の取り組み方（有効性）、協働手法の妥当性などの観点から、事業の評価を実施し、問題点・課題があった場合は、その改善策を提示する。

４　実施関係各課及び委員会による総合評価は、施策の実施内容とその評価を全体的に捉え、当該施策の今後の進め方（継続性・発展性）について次の基準により実施する。

A	事業内容は良好であり、さらに推進する
B	事業内容は概ね良好だが、一部改善を要する
C	事業内容・規模の見直しを要する
D	事業の根本的見直し、または中止を要する

５　委員会は、その評価結果について、委員会評価票を市長へ提出する。

（評価の公表）

第５条　評価結果については、事業総括票、市評価票及び委員会評価票を生活活性課において市民の閲覧に供するほか、市ホームページに掲載するなどして公表する。

（評価結果の活用）

第６条　事業の実施関係各課は、評価の結果を踏まえ、限られた財源の中でより有効な市民活動推進施策を実施するため、事業の見直し、改善について検討を行い、翌年度予算などへの反映に努める。

附　則

この要領は、平成 16 年 4 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。